

別表第2(第9条の2関係)

1 公園施設を設ける場合

公園施設の種類	単位	金額(円)
施設の種別を問はず	1平方メートルにつき月額	30

2 公園施設を管理する場合

公園施設の種別	単位	金額(円)
施設の種別を問はず	1平方メートルにつき月額	100

3 公園を占有する場合

占有物件名	単位	金額(円)
電柱(支柱、支線も1本とする) 公衆電話所	電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)別表第1に規定する額	
標柱類	1本につき月額	500
一時材料置場	1平方メートルにつき月額	100
板囲及び足場掛	1平方メートルにつき月額	100
その他	1平方メートルにつき月額	30

4 第3条第1項各号に掲げる行為の許可による使用料

行為の種別	単位	金額(円)
行商等敷地を臨時占有する行為	1平方メートルにつき日額	50
業として行う写真の撮影	1日につき	1,000
業として行う映画の撮影	1日につき	5,000
興行を行うとき	1日につき	5,000
競技会、展示会、博覧会、その他これらに類する行為	1日につき	3,000

5 有料公園施設の使用料

(1) 壬生町総合公園

施設名	単位	金額(円)
陸上競技場	1時間	1,000

備考

個人で使用する場合は、無料とする。

(2) 東雲公園

施設名	区分	金額(円)
ふれあい交流館会議室	午前9時から午後1時まで	800
	午後1時から午後5時まで	800
	午後5時から午後9時まで	1,000
ふれあい交流館浴室	中学生以上	1日につき 300
	小学生	1日につき 150

備考

会議室を個人で使用する場合及び浴室を60歳以上の者又は未就学児が使用する場合は無料とする。